



一般社団法人

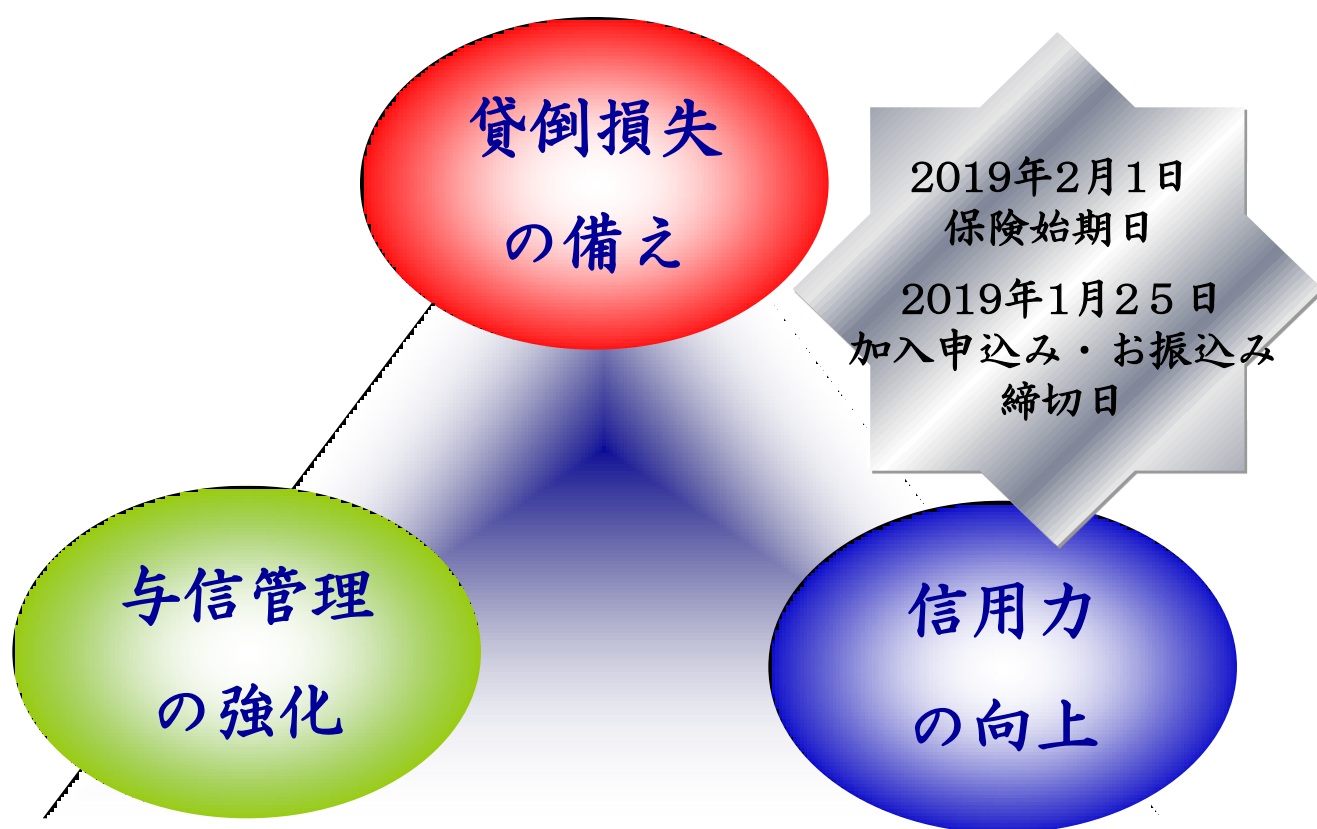
カンパニーリスクマネジメント協会

Company Risk Management

2019年

団体取引信用保険制度のご案内

Commercial Credit Insurance



一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会設立趣旨

企業を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。事業活動にまつわるリスクも広がり続けています。

そうした中堅・中小企業がさらされている数々のリスクに備え、チャンスを広げ、事業の発展を支援することを目的に、一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会（CRM：Company Risk Management 協会）を設立しました。

中堅・中小企業の活力をもとに、日本経済を元気にすることを目指します。

代表理事 沖田圭介

【保険期間】 2019年2月1日午前0時から2020年1月31日午後12時まで

貸倒れの発生と影響

取引先に対する焦げ付きや貸倒れの発生は、決算上の特別損失となるばかりでなく、それ以外にも経営に様々な影響を及ぼします。

債権保全の労力

- ・商品の回収、差押等
- ・各種届出、手続等

資金繰りへの影響

- ・取引先等への支払猶予要請
- ・割引した手形の買戻し

貸倒れの発生

損失の穴埋め

- ・資産売却
- ・穴埋めのための営業活動

対外的信用力への影響

- ・取引先、金融機関が警戒
- ・信用不安の流布

これらを未然に防ぎ損失を最小とするために

与信管理は重要かつ必須

信用リスクのコントロール（与信管理）

信用リスクをコントロール（与信管理）することで、貸倒れによるダメージを回避・軽減することが可能です。

与信管理体制の構築

- ・各個別取引先の調査、信用状態の常時把握
- ・各個別取引先に対する取引額管理の徹底

通常

貸倒れによるダメージを未然に回避

不測の事態

貸倒れ損害の発生

取引先に対する調査・監視の限界

取引信用保険の活用

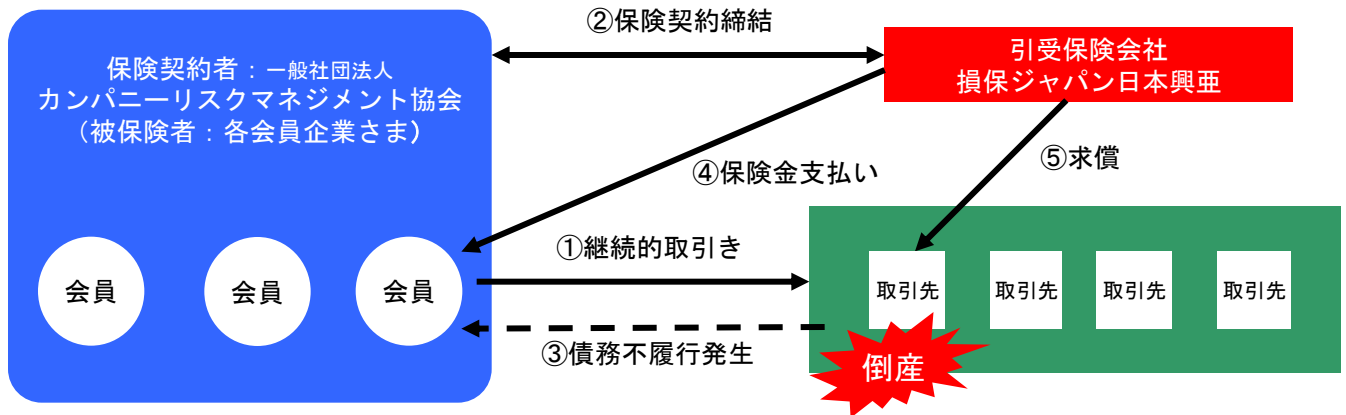
損保ジャパン日本興亜による取引先監視により管理体制を強化

損失を保険金でカバー

取引信用保険を活用することで、与信管理体制の強化につながります。

取引信用保険とは

取引信用保険とは、各会員企業さまの売掛債権がお取引先の倒産等により回収できなかった場合、その損害に対して保険金をお支払いするものです。



本制度は、保険契約者を一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会、被保険者を各会員企業さまとする取引信用保険の団体制度です。

取引信用保険のメリット

貸倒れ損失の確実な回収

取引信用保険への加入で、保険金で貸倒れ損失を埋めることが可能となり、回収などの労力、資金繰りの悪化が防げます。
貸倒れが発生時の、債権保全・回収の手間および資金繰りへの影響を未然に回避できます。

与信管理の充実・強化

取引信用保険への加入で、損保ジャパン日本興亜での取引先の監視により与信管理体制を強化できます。
取引先の信用状況の的確な常時監視、決算書、調査機関などを利用した信用調査のいずれも限界である現状を補強できます。

損失の平準化

得意先の倒産が決算に及ぼす多大な影響を軽減できます。取引信用保険を手当てする事で、巨額・突発的な損失を平準化させる事が可能です。

信用力の向上

保険で売掛債権が保全される事により、金融機関のみならず株主・仕入先に対する信用力も向上します。

その他

保険料は損金処理が可能です。

(※今後の法改正により変更となる場合がございます。詳しいお手続きは税理士等にご確認ください。)

CRM協会「団体取引信用保険」のメリット

カンパニーリスクマネジメント協会の団体取引信用保険制度では、団体のスケールメリットを活かした保険設計が可能です。

取引先は10社からご加入可能です。

一般の取引信用保険に比べ、ご加入可能な対象取引先数を大幅に減らしています。

保証額の設定も柔軟に対応します。

団体のスケールメリットにより、取引先ごとの保証額の設定にも柔軟に対応します。

お知らせいただくお取引先の情報も簡素化しています。

お知らせいただく取引先情報は、取引先名称・住所等の属性情報と希望保証額としており、一般の取引信用保険よりも大幅に簡素化しています。

ご契約のイメージ

取引先ごとの 保険金支払限度額の設定

取引先ごとにお支払いする保険金の限度額を設定させていただきます。

1 取引先の最高支払限度額

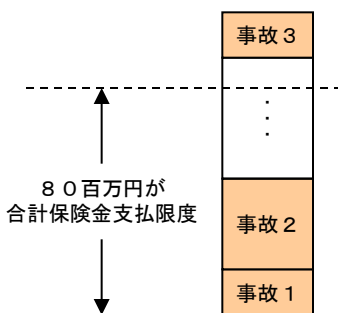
(支払限度額設定例)

取引先	支払限度額
〇〇商店	10百万円
△△商事	20百万円
□□企画	3百万円
◎◎販売	25百万円
・	・
・	・
・	・
☆☆通商	5百万円

保険期間中の 総保険金支払限度額の設定

(設定例) 80百万円

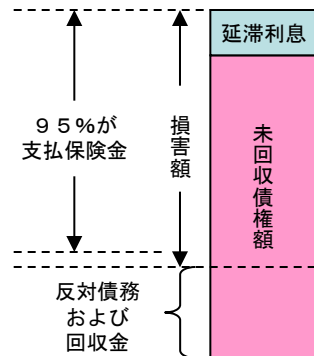
この保険契約でお支払いする保険金は合計で80百万円が限度となります。



縮小支払割合

95%

損害額の95%を保険金としてお支払いします。



保険料について

- 審査の後、各会員（被保険者）について、個別の保険料率を適用します。
- 保険期間の途中で、取引先の追加や限度額の増額、中途での加入を希望される場合は、毎月1日、毎月15日からの変更・加入となります。詳しくは5頁を参照ください。
- 取引先追加や限度額の増額、中途での加入はすべて年間保険料の月割での計算となります。（1月31日までの未経過月割計算）

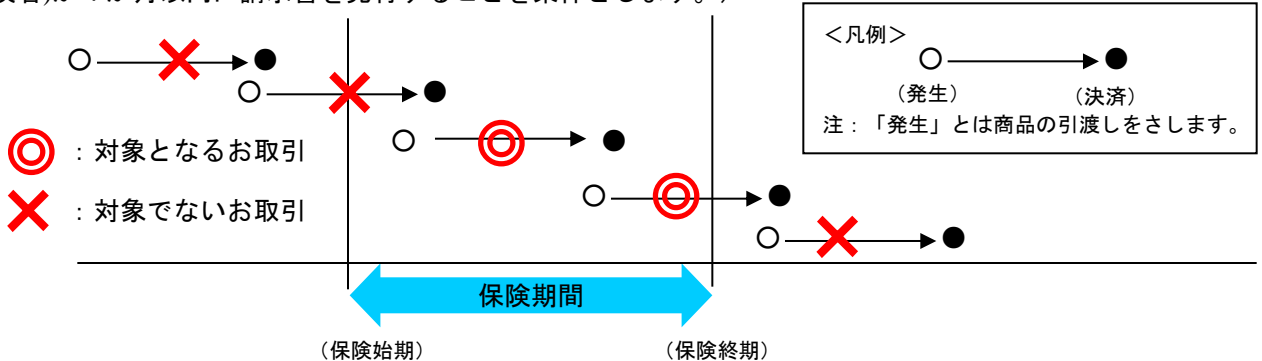
保険対象となるお取引

この保険の対象となる取引は、保険期間中に発生した以下の債権(※)です。
 保険期間の開始前に発生した債権、保険期間終了後に発生した債権は対象となりません。

(※)対象となる債権

□ 継続的売買契約に基づく売り上げ債権

□ 建設・工事等の請負債権（業務を完了させ、取引先が出来高を認定もしくは検収が完了し、ご加入者（被保険者）が1か月以内に請求書を発行することを条件とします。）



お支払いする保険金

損害額

$$= \left(\begin{array}{l} \text{事故発生時の} \\ \text{未回収債権額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事故発生日} \\ \text{までの} \\ \text{延滞利息} \end{array} - \begin{array}{l} \text{反対債務} \\ \text{および} \\ \text{回収金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{縮小支払割合} \\ (95\%) \end{array}$$

1事故にお支払いする保険金は、「損害額」と「個別取引先ごとに設定した支払限度額」のいずれか少ない方となります。
 なお、この保険契約でお支払いする保険金の合計額は、別途協定する保険期間中総支払限度額（＝保険金額）が上限となります。

☆継続契約がある場合のお支払額（債権発生ベースの場合のみ）☆

継続契約の場合で、同一の取引先に対し、前契約と継続契約の各契約で支払限度額が設定されており、保険事故発生時において前契約でお支払いする保険金がある場合は、継続契約におけるその取引先に対してお支払いする保険金は、前契約の支払保険金と合算して、継続契約の支払限度額が限度となります。

<保険金のお支払例>

- ・ 支払限度額：前契約600万円 継続契約400万円
- ・ 取引先Aへの未回収債権額：500万円
前契約に発生した債権200万円、継続契約の保険期間中に発生した債権300万円
- ・ 縮小支払割合：95%

お支払いする保険金（延滞利息・回収金なし）

- ① 前契約でお支払いする保険金 190万円
→ 未回収債権額200万円 × 縮小支払割合95% = 190万円と支払限度額600万円のいずれか低い額
- ② 継続契約でお支払いする保険金 210万円
→ 未回収債権額300万円 × 縮小支払割合95% = 285万円と
支払限度額400万円 - 前契約の支払保険金190万円 = 210万円のいずれか低い額

保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかの事由により、販売先が債務を履行しないことにより貴社が被った損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 次のいずれかの場合において、販売先が債務を履行しないとき
 - i. 販売先に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったとき。
 - ii. 販売先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - iii. 販売先の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき。
 - iv. 販売先の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたとき、または財産の分離の請求がなされたとき。
 - v. 販売先がその財産につき管理人を置かないまま、その住所または居所を去った後1か年間を経過しても当該販売先の生存が確かめられないとき。
- ② 販売先が債務の弁済期日から一定期間（3か月）を経過してもなお、債務を履行しない場合で、損保ジャパン日本興亜が債務履行の見込みがないと判断したとき（具体的には以下3点となります。）
 - i. 信用調査機関による個別調査の結果、実質的倒産であるとの判断がなされること。
 - ii. 販売先が営業を停止し、かつ今後も営業を再開する見込みがないこと。
 - iii. 私的整理の場合は、債権者集会の開催等の手続開始が客観的に確認されること。

ご加入の流れ

2019年2月1日保険加入の流れ・スケジュールは下記のとおりです。

取引先の審査（引受条件の提示）は無料ですので、お気軽に見積りをご依頼ください。

会員からの見積依頼 **「取引先明細申告書」提出期限：2018年12月21日（金）**

保険の対象としたい取引先データを「取引先明細申告書」にご記入いただき、FAXまたはEメールにて取扱代理店へ提出してください。

※申告いただいたデータは契約者および損保ジャパン日本興亜以外には一切開示されません。

見積依頼の基準

1. 取引先数：10社以上
2. 希望支払限度額の設定：取引先ごとに0.1百万円単位で設定
3. 1取引先ごとの限度額：最高30百万円まで

- ・取引先の状況等により、限度額が減額されたり、設定できない場合があります。
- ・取引先が法人の場合は正式法人名にて申告してください。
- ・取引先が個人事業主の場合は屋号+代表者のフルネームで申告してください。
- ・債務不履行が既に発生している取引先を含めることはできません。

引受条件のご提示 **引受条件のご提示：2019年1月9日（水）以降順次**

損保ジャパン日本興亜にて取引先ごとの審査を行い、設定可能限度額およびお支払いいただく保険料をご提示します。

※ご加入いただく場合は年間保険料および制度運営費（保険料の5%相当額）およびカンパニーリスクマネジメント協会年会費3,000円をお支払いいただきます。

引受条件のご検討・ご加入申込み **加入申込期限：2019年1月25日（金）**

2019年1月25日（金）までに、加入申込みならびに保険料のお振込みをいただきます。

※加入の証として、加入者証、支払限度額一覧表、取引信用保険普通保険約款を送付します。

中途加入について

当制度は毎月1日・15日付けにて中途加入いただくことが可能です。

※保険料は月割での計算となります。（1月31日までの未経過月割計算）

中途加入のタイミング

会員からの見積依頼

- ①毎月10日〆切
 - ②毎月25日〆切
- *1～2週間程度で引受条件を提示します。

加入申込み

- ①毎月25日
 - ②翌月10日
- までに加入申込み
（保険料の振込み）

保険責任開始

- 加入申込みの
- ①翌月1日から
 - ②当月15日から

ご加入にあたってのご注意

保険期間について

■この保険の保険期間は1年間となります。(2019年2月1日午前0時～2020年1月31日午後12時まで) 中途加入の場合は、P.5下部に記載のとおりとなります。

保険料・支払限度額について

■保険料および支払限度額は加入企業ごとに個別審査し、算出しますので、毎年見直しを行います。保険事故発生時の支払保険金はお取引先ごとに設定した支払限度額が限度となります。■お取引先ごとの支払限度額とは別に、保険期間中通算の支払限度額(期間中総支払限度額)を定めます。お支払いする保険金の累計額は、期間中総支払限度額が限度となります。■保険期間中にお客さまの意向により支払限度額の減額・削除を行う場合には、保険料は返還しません。損保ジャパン日本興亜は保険期間の途中で、取引先の信用状況が著しく変化した場合、お取引先ごとに設定した支払限度額の引下げを行うことがあります。(事前に通知します。)

告知義務(ご契約締結時における注意事項)について

■保険契約者または被保険者の方には保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に確に告げていただく義務(告知義務)があります。告知書はお客さまご自身が正しく記載してください。口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりません。■保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、事実と異なることを告げた場合、または質問書、告知書または保険契約申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務(ご契約締結後における注意事項)について

■保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。次のような場合には、契約者等に帰責事由がある場合はあらかじめ、帰責事由がない場合は遅滞なく損保ジャパン日本興亜にご通知ください。ご通知や追加保険料のお支払いがいただけないまま万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。①被保険者が合併または解散等をするとき。②お取引先との契約内容に変更を加えたり、解除したりするとき。③お取引先が振り出した小切手・手形の不渡り、お取引先の差押え、仮差押えまたは競売の開始を知ったとき。④お取引先から貴社または被保険者の不利になる支払期間、期日の変更を要請されたとき。※手形のジャンプ要請を含みます。※保険契約の対象とならない、お取引先への債権を含みます。⑤お取引先に債務の不履行があったとき。⑥債務不履行が発生してから2か月を経過しても支払いの見込みがないとき。※その債務の履行の見込みを通知していただきます。⑦貴社または被保険者がお取引先から徴求している担保、保証人を解除または免除をするとき。⑧その他、保険金支払いに重大な影響をおよぼすような行為、事実の発生またはお取引先の信用状況に変化が生じていることを知ったとき。⑨上記の他、保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実の発生。*取引信用保険、同種の保険契約、その他物的・人的担保、保証またはファクタリングが他にあることを知ったとき、または新たにご契約をされることを含みます。

重大事由による解除等

■保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

解約と解約返れい金

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。■ご契約を解約された場合において、既に領収した保険料については返還しません。また、未払保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

個人情報の取扱い

■一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会は本契約に関する個人情報を損保ジャパン日本興亜に提供します。
■損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

■損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他ご注意いただきたいこと

■加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者(加入者)以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。■この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ(お申込みの撤回等)ができません。■ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容およびお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に該当する場合、保険金をお支払いできません。

<1> 貴社または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

<2> 次の事由に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。

②地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風 ③核燃料物質などの放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故

<3> 未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受けるまでの間に生じた事故による損害

保険金をお支払いできない主な場合（続き）

- <4>商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- <5>お取引先が債務を履行していないことまたは保険事故が発生していることを知りながら、新たに受注を行ったことによって生じた損害
- <6>支払期日から2か月を経過してもその債務を履行しないお取引先に対して、同期間を経過した日の翌日以降に商品の引渡しを行ったことによって生じた損害
- <7>お取引先との間の債権債務が確定していない場合
- <8>被保険者（被保険者の親会社、子会社、関連会社および関係会社を含みます。）が経営への影響力を有する取引先への販売によって生じた損害
- <9>外国法人への販売によって生じた損害や外貨建て取引
- <10>商品の引渡し時から代金決済までの期間が、12か月を超える販売によって生じた損害（支払期日があらかじめ定まっていなかった取引を含みます。）
- <11>貴社または被保険者がお取引先との契約において債務不履行が発生していることを知っていたとき

など

万一事故がおこった場合

保険事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110（おかけ間違いにご注意ください。）

<受付時間> 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

- (1) ご契約者または被保険者は、普通保険約款第1条「保険金を支払う場合」の債務の不履行があったときは、債務者に対し遅滞なくその履行を督促するとともに、書面をもって債務不履行の旨を損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- (2) ご契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、下表の「保険事故発生時の義務」の対応をお願いします。

保険事故発生時の義務	差引金額
①損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
②遅滞なく損保ジャパン日本興亜に保険事故の発生を通知するとともに損保ジャパン日本興亜が説明もしくは証明を要求した事項については、速やかにかつ誠実にその説明もしくは証明をすること。	保険金を支払いません。
③事故発生の実態または損害額を確認するために損保ジャパン日本興亜が被保険者の帳簿その他の書類について行う調査に協力すること。	
④債務者または他人（保証人を含みます。）から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	債務者または他人（保証人を含みます。）から損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額
⑤債務者との間の主契約を解除し、その債務者に対する商品の引渡しを停止すること。	⑤から⑦までの義務が履行されない場合に損保ジャパン日本興亜が被った損害の額
⑥債務者と示談する場合には事前に損保ジャパン日本興亜の書面による承認を得ること。	
⑦他の保険契約等の有無および内容 ^(注) について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知すること。	

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合は、その事実を含みます。

- (3) 示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめてください。ご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。保険金請求の際には、通常次のような書類等が必要となります。

保険金請求に必要な書類または証拠
A 事故発生の日時・原因および状況等を記載した書類の例 ・事故通知書・取引信用保険債務不履行通知書 等
B 損害の額・程度および範囲等を確認することのできる書類 ・請求金額の計算書 ・帳簿 等 ・他の保険契約等を確認する書類
C 保険の対象であることを示す書類 ・加入者証・包括契約書・支払限度額一覧表 等
D 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類 ・同意書 等

(注) 損保ジャパン日本興亜が必要な確認を行うために上記に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または確認への協力をお願いします。その場合は、ご契約者または被保険者は必要な協力をお願いします。保険金請求に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ先

● 保険契約者

一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会
〒530-0005
大阪市北区中之島2-2中之島ビル東野&松原&中山法律事務所内
<受付時間平日午前9時から午後5時まで>
TEL：050-3648-5937 FAX：06-6947-8101

● 引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
大阪北支店法人第一支社
〒541-8545 大阪市中央区瓦町4-1-2
<受付時間 平日 午前9時から午後5時まで>
TEL：06-6227-4080 FAX：06-6201-1657

● 取扱幹事代理店

株式会社TIM
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-15
<受付時間 平日 午前10時から午後5時まで>
TEL：06-6947-8100 FAX：06-6947-8101
E-mail：info@tim.co.jp

● 募集代理店